平成２９年（フ）第２５０号
香川県高松市元山町1029番地　県住Ｃ２－102
債務者　佐藤　利子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２４号
盛岡市高松４丁目12番７号
債務者　小石　美耶
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１号
新潟県胎内市持倉854番地
債務者　水澤　正美
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第８号
和歌山県田辺市明洋２丁目23番34号
債務者　小杉　祐司
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第１１０号
山口県下関市富任町６丁目15番16号　椿荘、従前の住所山口県宇部市大字東岐波4004－２、住民票上の従前の住所山口県下関市竹崎町３丁目２番18－502号　市営竹崎改良住宅(14)
債務者　田村　舞子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第１５５号
香川県丸亀市郡家町1393番地13
債務者　池北かおり
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第６号
香川県丸亀市塩屋町５丁目６番３－304号　外浜団地
債務者　久保　数央（旧姓藤澤）
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第１６号
福岡県久留米市津福今町681番地２　レピュートおんつか３　103号
債務者　熊谷　孝弘
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第３号
長崎県五島市奈留町大串155番地１、住民票上の住所長崎県五島市奈留町大串141番地
債務者　槌間　　敏
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成３０年（フ）第８号
熊本県荒尾市増永1587番地５
債務者　公文　友和
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成３０年（フ）第９号
愛知県豊川市新宿町１丁目69番地
債務者　鈴川　俊江
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月16日午後３時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第６号
北海道上川郡上川町字層雲峡　層雲峡観光ホテル方、申立時の住所北海道上川郡美瑛町寿町３丁目４番４号　コーポパークヒルＡ棟107号室
債務者　寺山　　亘
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１８号
北海道旭川市旭神２条２丁目２番９号　北野マンション２Ｆ６号
債務者　伊藤真由美
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１９０号
大阪市平野区喜連西４丁目６番26―405号
債務者　三浦　　潤
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３３３号
大阪市東成区神路１丁目５番１号　今井商事27ビル　202号、前住所大阪市東成区大今里１丁目14番８号
債務者　小野　　賢
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４号
栃木県宇都宮市ゆいの杜６丁目15番21号
債務者　大清水宏明
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係